

国における職員配置基準の改正について

1. 国における職員配置基準の改正

(1) こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

4・5歳児の職員配置基準の改正方針（30対1→25対1）が示されており、また、3歳児についても、4・5歳児と同様に、最低基準の改正（20対1→15対1）を行う旨、国より公表されている。

改正の対象となる府令等は以下の通り。

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

職員配置基準（職員：こども）

年齢	現行	令和6（2024）年度以降
0歳児	1：3	1：3
1・2歳児	1：6	1：6
3歳児	1：20	1：15
4・5歳児	1：30	1：25
加配	+1人	+1人

2. (参考)「こども未来戦略」(令和5年12月22日)より一部抜粋

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上

～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ①2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない)。
 - ②2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。